

特定非営利活動法人ユーアンドアイ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ユーアンドアイという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県龍ケ崎市奈戸岡2番195に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「であい、ふれあい、ささえあい」をスローガンに、龍ケ崎市及びその近隣のあらゆる市民を対象とし、高齢者、障害者、その他困難を抱える家庭への福祉サービス活動を通して、健康で安心して暮らしていくことのできる地域づくりをめざし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① たすけあい活動（道路運送法に基づく福祉有償運送事業を含む）
- ② 地域福祉に係る行政、企業及び非営利団体との連携及び協働に関する事業
- ③ 地域福祉に関する相談援助、啓発及び研修に関する事業
- ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業、及び第1号事業
- ⑤ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

(2) その他の事業

- ① 事務所及び駐車場の管理運営

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動法人法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営及び活動に参画する個人及び団体。

(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参画する個人。

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、法人の活動を支援する個人及び団体。

2 会員は、この法人を政治、宗教その他営利目的のために利用してはならない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員になろうとする者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表、3人以内を副代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表、副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 代表以外の理事は、法人の会務について、この法人を代表しない。

3 副代表は、代表を補佐してこの法人の業務を掌理し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(代表の専決)

第26条 代表は、総会が招集されるいとまのない場合は、理事会に諮り、専決処分することができる。

2 代表は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会に報告しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 29 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額

- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法

人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第15条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から13年5月31日までとする。

理事	代表	佐藤	真智子
理事	副代表	織田	敏子
理事	副代表	今田	和子
理事	副代表	関口	ひろみ
理事		飯嶋	真由美
理事		宇井	良夫
理事		太田	澄江
理事		岡野	久子
理事		泰道	享子
理事		津田	敬子
監事		夏目	理一
監事		曾根	憲郎

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第24条第1項第4号及び第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から12年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第9条に規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 20,000円
- (2) 会費 月額 200円 (一括年払い 2,000円)

一般会員

- (1) 入会金 3,000円
- (2) 会費 月額 200円 (一括年払い 2,000円)

賛助会員

- (1) 団体 年会費 5,000円 一口以上
- (2) 個人 年会費 3,000円 一口以上

附則

1 この定款の第14条にかかる変更については平成13年12月19日より施行する。

2 この法人の入会金については平成13年6月1日より次に掲げる額とする
正会員入会金 5,000円

附則

1 この定款の第1条、第5条にかかる変更については平成15年3月12日より施行する。

附則（平成 15 年 11 月 15 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 5 条にかかる変更については、茨城県知事認証の日より施行する。

附則（平成 17 年 3 月 19 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 2 条にかかる変更については、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 18 年 5 月 28 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 5 条にかかる変更については、茨城県知事認証の日（平成 18 年 8 月 23 日）より施行する。

附則（平成 18 年 9 月 24 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 2 条にかかる変更については、平成 18 年 12 月 12 日より施行する。

附則（平成 24 年 5 月 26 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 5 条及び第 14 条(2)にかかる変更については、所轄庁の認証後施行する。
2 平成 24 年 4 月 1 日付の NPO 法改正に伴う変更については、平成 24 年 8 月 28 日より施行する。

附則（平成 26 年 5 月 24 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の変更については、茨城県知事認証の日（平成 26 年 9 月 25 日）より施行する。

附則（平成 27 年 9 月 26 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 2 条にかかる変更については、平成 27 年 12 月 5 日より施行する。
2 この定款の第 5 条にかかる変更については、茨城県知事認証の日（平成 28 年 1 月 5 日）より施行する。

附則（平成 29 年 5 月 20 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 24 条 1 項にかかる変更については、茨城県知事の認証の日（平成 29 年 9 月 4 日）より施行する。

附則（平成 30 年 1 月 8 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 5 条(4)にかかる変更については、茨城県知事認証の日（平成 30 年 3 月 29 日）施行する。

附則（令和 6 年 2 月 23 日総会議決）

（施行期日）

1 この定款の第 5 条に係る変更については、茨城県知事認証の日（令和 年 月 日）より施行する。